

農地転用等の通知書

このたび下記の土地について農地法第4条第 項第 号の規定により許可を申請したいので、地区除外等処理規定第2条の規程に基づきあらかじめ通知します。

なお、同規程第3条の申入れ事項等については別途協議をし、第6条の決済金については所定の方法により納付します。

平成 年 月 日

組合員 住所

氏名 印

関係者 住所

氏名 印

神竜土地改良区 理事長 様

記

1. 土地

字名	地番	地目	用途	面積(m ²)	転用面積(m ²)	転用目的	転用 予定日	備考

2. 位置図

別紙のとおり

農地転用に伴う地区除外等協議済書

本土地改良区内の下記の農地転用について、次のとおり協議が整いました。

平成 年 月 日

神竜土地改良区 理事長 塩尻芳央

転用組合員 住所

氏名 印

転用関係者 住所

氏名 印

記

1. 土地

字名	地番	地目	転用面積 (㎡)	権利の種類	所有者氏名

2. 協議事項

(1)「神竜土地改良区地区除外等処理規程」に基づき、10a当り決済金 円で、この決済金 円を平成 年 月 日までに改良区に納入のこと。

(2)同規程、第3条の各号を遵守のこと。

- 土地改良施設の利用を害さないための工事を施工すること。
- 転用組合員又は転用関係者の責めに帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行うこと。
- 汚濁物の水路への流入を防止すること。
- その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。

(3)本地区の転用に伴い、下流残地の送水に支障なき様、心得ること。

(4)平成 年度 経常賦課金 第 期分10a当り 円
() 円を納付のこと。